

令和 7 年第 2 回定例会
一般会計予算決算常任委員会資料
(令和 7 年度一般会計予算審査資料)

令和7年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会（総務文教分科会）資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ
1	新規	デジタル	ビジネスチャットツール導入事業	462	2	1	9	14 ～ 15	デジタル推進課	1 ～ 6
2	継続	③	地域おこし協力隊募集・受入事業	13,154	2	1	10	14 ～ 17	シティセールス課	7 ～ 11
3	新規	①	避難所等整備事業	39,569	2	1	14	16 ～ 17	総務課	12 ～ 14
4	新規		友好都市交流推進事業	4,665	2	1	17	16 ～ 17	市民活動推進課	15 ～ 18
5	継続	③ スマイル	現代ガラス展開催事業	3,000	2	1	24	16 ～ 19	文化スポーツ推進課	19 ～ 22
6	継続	③ スマイル	山口県警察音楽隊演奏会開催事業	453	2	1	24	16 ～ 19	文化スポーツ推進課	23 ～ 26
7	継続	③	市民体育館整備事業	331,500	2	1	29	18 ～ 19	文化スポーツ推進課	27 ～ 33
8	継続		屋内運動場照明器具LED化改修事業	8,881	10	2 3	1 1	26 ～ 27	教育総務課	34 ～ 37
9	継続		学校和式トイレ洋式化事業	8,880	10	2 3	3 3	26 ～ 29	教育総務課	38 ～ 41
10	新規	② デジタル	リーディングDXスクール事業	708	10	1	3	26 ～ 27	学校教育課	42 ～ 45
11	継続	②	学校給食実施事業（物価高騰分）（埴生幼稚園）	236	10	4	1	28 ～ 29	学校教育課	46 ～ 49
12	継続	②	学校給食実施事業（物価高騰分）	62,967	10	6	2	28 ～ 29	学校給食センター	50 ～ 52

令和7年年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会（民生福祉分科会）資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ
13	新規		空家等活用促進区域活性化事業	2,153	2	1	13	16 ～ 17	生活安全課	53 ～ 58
14	新規	②	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	8,764	3	2	2	20 ～ 21	子育て支援課	59 ～ 62
15	継続	②	副食費増加相当額軽減事業	4,230	3	2	2	20 ～ 21	子育て支援課	63 ～ 66
16	継続	② スマイル	公立保育所運営事業（臨時）	4,217	3	2	4	20 ～ 21	子育て支援課	67 ～ 68
17	継続	①	避難所備蓄品整備事業	3,305	3	4	1	22 ～ 23	社会福祉課	69 ～ 72
18	継続		定期予防接種事業（新型コロナウイルスワクチン）	55,153	4	1	2	22 ～ 23	健康増進課	73 ～ 75
19	新規		G×推進事業	108	4	1	4	22 ～ 23	環境課	76 ～ 78

令和7年年度補正予算 一般会計予算決算常任委員会（産業建設分科会）資料提出事業

No.	新規 継続	重点	事業名	予算額 (千円)	款	項	目	予算書 ページ	担当課	資料 ページ
20	継続	スマイル	スマイルエイジングパーク事業	3,056	8	5	2	26 ～ 27	都市計画課	79 ～ 83
21	継続		管理施設改修事業	28,185	8	5	2	26 ～ 27	都市計画課	84 ～ 87

13	実施計画番号	2100402	事務事業番号	210040205	課(局・室・所)・係・担当者	生活安全課	空き家対策室	事務事業調書			
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	--------	--------	--	--	--

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	10	防犯・交通安全・空家等・消費者保護対策の推進	4	空家等対策の推進			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	2	空家等利活用事業	5	空家等活用促進区域活性化事業					

事業概要	空家法改正(R5)により市が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定めることが可能となった。中心市街地や地域再生の拠点など、地域の拠点となる区域において空家等が集積すると、当該地域の本来の機能を低下させてしまうおそれがあるため、空家等の分布や活用の状況等からみて、空家等の活用が必要と認められる区域を空家等活用促進区域として定め、空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進する。	対象	空家等活用促進区域内の空家等
		手段	区域内の空家等の所有者に対し、誘導用途に供するために必要な措置を講じることを要請する。
		意図	空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。							R7年度に向けた評価					
活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9		成果	コスト		
1	区域内の空き家の活用数	成果	-	-	1	2	2		前年評価(A)			
2								(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針				
3												

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進することが目的であり、妥当である。	5	37
	自治体関与の妥当性	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づくものであり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	地域の活性化に資するものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	今後も増加することが予想される空家等への対策は喫緊の課題であり、妥当である。	5	
	行政評価との整合性	行政評価とも整合しており、妥当である。	3	
	手法の有効性	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づくものであり、妥当である。	3	
効率性	実施主体の適正化	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されており、妥当である。	3	
	受益者負担の適正化	地域住民が受益者であり、妥当である。	3	
	コスト効率	空家等対策に要する最小限のコストであり、妥当である。	5	

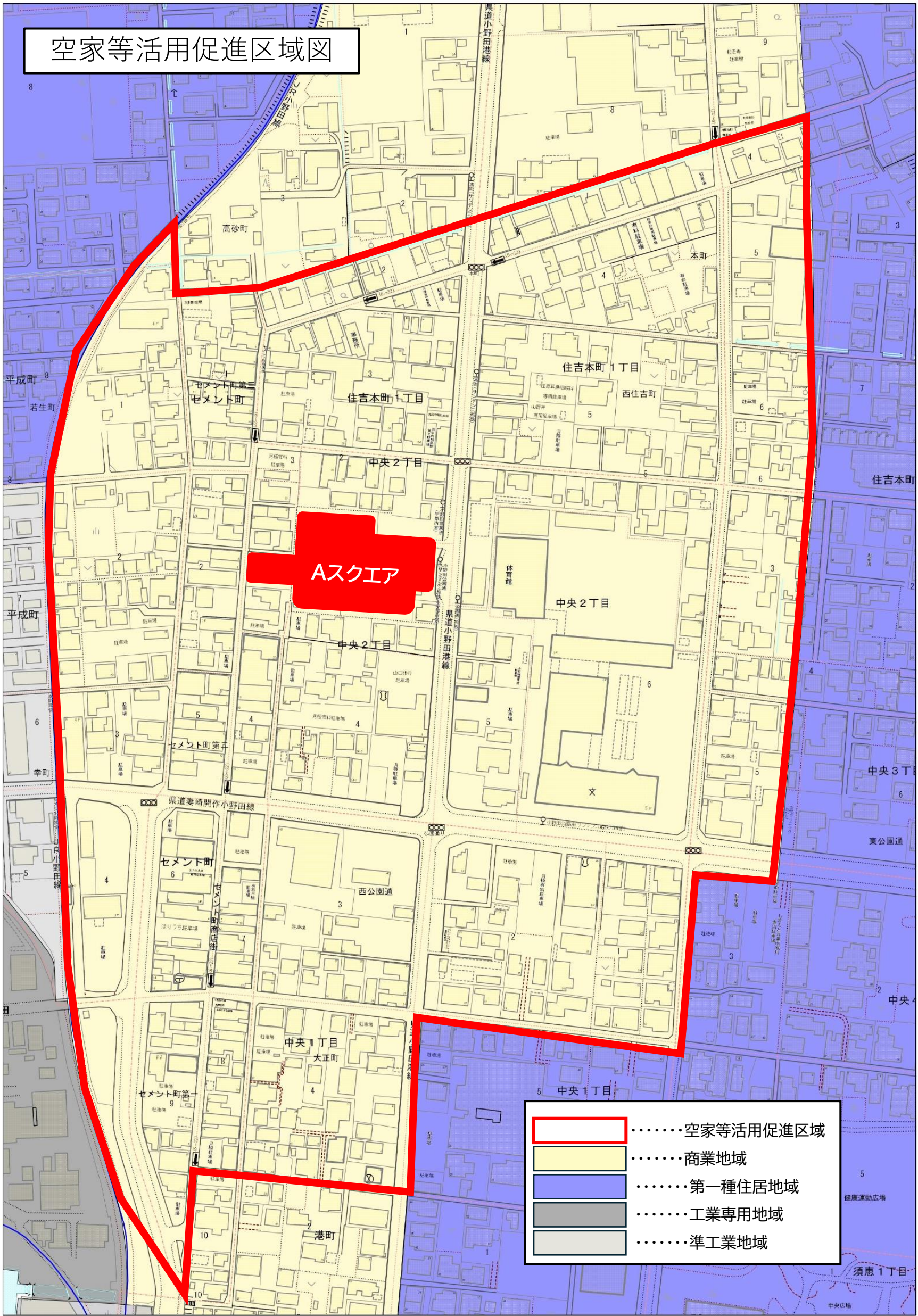
事業期間	R7年度		～	R12以降年度		予算種別	新規	臨時	会計種別	一般	交付税	有	
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		目	13	空家対策費	事業区分	政策的
	大事業	21	空家対策事業費				中事業	1	空家対策事業費				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							・空家等促進区域の設定 ・空き家の活用の要請 ・補助金交付 ・先進地視察		・空き家の活用の要請 ・補助金交付		・同左			
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費						空家等跡地活用 促進事業	2,000千円	空家等跡地活用 促進事業	4,000千円	空家等跡地活用 促進事業	4,000千円		
							普通旅費	153千円						
	合計							2,153千円		4,000千円		4,000千円		
財源内訳／ 割合	国庫支出金						補助対象経費の 1/2	1,000千円	補助対象経費の 1/2	2,000千円	補助対象経費の 1/2	2,000千円		
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							1,153千円		2,000千円		2,000千円		
	合計							2,153千円		4,000千円		4,000千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署		特記事項
空き家対策総合支援事業		○空家等跡地活用促進事業 @2,000,000円×1件＝2,000,000円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称		
空家等跡地活用促進事業補助金交付要綱		

空家等活用促進区域図



○セメント町周辺空家等活用促進区域に係る空家等活用促進指針

(1) 空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

Aスクエア周辺（旧セメント町商店街周辺）は、明治14年（1881年）に民間初のセメント製造会社、小野田セメント株式会社（現在の太平洋セメント株式会社）が設立されて以降、工場の門前町として形成、発展してきた地区である。かつては市役所がおかれ、銀行や多くの商店が立ち並び、名実ともに小野田の中心市街地であったが、市役所の移転、大型ショッピングセンターの開業、幹線道路沿道への大型店舗出店に伴い、平成に入ってから商店街の機能は失われた。近年では、一部で住宅への建替えが進む一方、昭和に建てられた木造店舗兼住宅も空き店舗となっており多く残されている。第二次山陽小野田市総合計画においても、本地区は商業集積拠点として位置づけられており、令和6年度の商工センター跡地へのAスクエアの開設を契機に、にぎわいを醸成するため空き家、空き店舗を活用した飲食店舗等、地域コミュニティの活動拠点施設等地域の活性化の用に供する施設への用途変更や建替え等を促すこととする。

(2) 活用することが必要な空家等の種類

全ての空家等

(3) 誘導用途

店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。

(4) その他

区域内においては、市広報やホームページ等による各種の情報発信等や市空き家流通促進プラットフォームと連携した相談対応を通じた空家等の活用の促進に関する情報提供を重点的に行うことにより、空家等の誘導用途としての活用を要請・あつせんすることとする。

57

	空家等跡地活用促進事業	老朽危険空家等除却促進事業
目的	・跡地を活用するため、空き家を解体する。	・周囲に危険を及ぼす空き家を解体する。
範囲	・空家等活用促進区域内	・市全域
対象者	・対象空き家の所有者及び相続人 ・対象空き家の土地所有者及び相続人 ・跡地の活用者	・対象空き家の所有者及び相続人 ・対象空き家の土地所有者及び相続人 ・対象空き家に隣接する建物の所有者及び相続人 ・対象空き家に隣接する土地の所有者及び相続人
補助対象経費	・跡地の活用につながる空き家の解体費用	・老朽化により倒壊等のおそれがあり、周囲に危険を及ぼす恐れがある空き家の解体費用
老朽危険度調査	・なし	・100点以上
跡地利用	・跡地を空家等活用促進指針に定められた誘導用途（商業）に供すること。	・なし
補助率	・4/5	・1/3
上限額	・2,000,000円	・500,000円

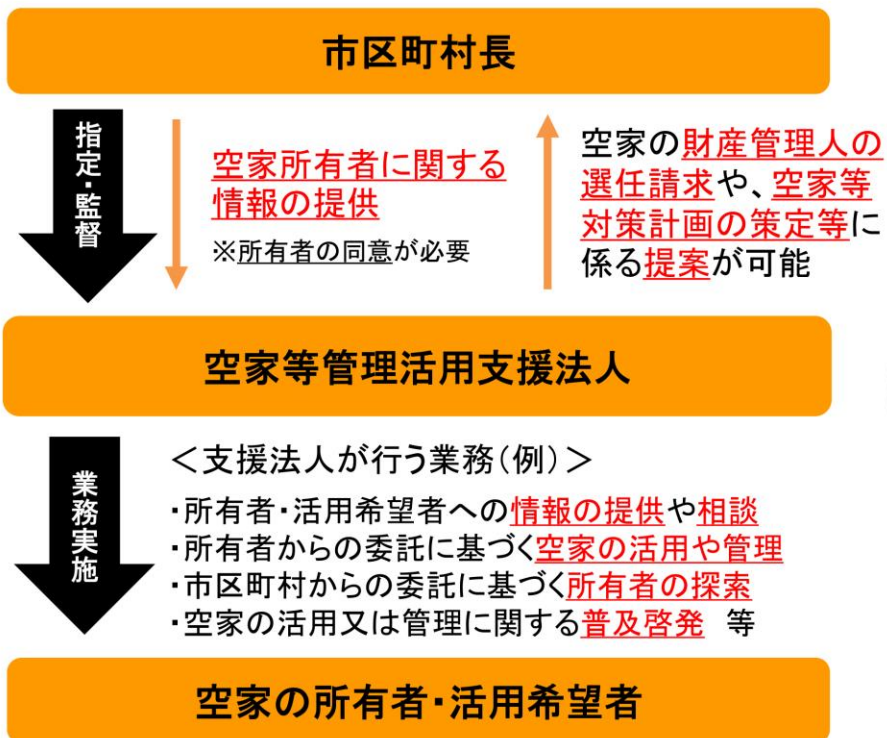
背景・必要性

- 所有者が空家の活用や管理の方法、除却に係る情報を容易に入手し、相談できる環境が少ない。
- 多くの市区町村では、マンパワーや専門的知識が不足しており、所有者への働きかけ等が十分にできない。
- ➡ 空家の活用・管理に係る相談や所有者と活用希望者のマッチング等を行う主体が活動しやすい環境を整備する必要。

改正概要（空家等管理活用支援法人の指定）

【改正法第23条～第28条】

- 市区町村が、空家の活用や管理に積極的に取り組むNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定。



指定対象となり得る法人の取組例

●事例1：所有者の相談に応じ、空家の活用を行っている例

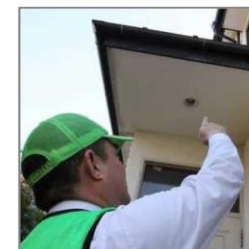
- ・空家の所有者と活用希望者をマッチングして、空家活用を推進。
- ・多様な分野の行政・民間主体と連携して、空家活用を含むまちづくりの協議会を開催。



築50年以上の空家をシェアハウスにした例

●事例2：所有者の相談に応じ、空家の管理等を行っている例

- ・自治体と協定を締結し、空家所有者・活用希望者の相談窓口を設置。
- ・所有者から委託を受けて空家の定期的な見回り等を実施。
- ・司法書士等の専門家や不動産事業者等と連携して所有者の相談に対応し、必要に応じて、不動産事業者等を紹介。



見回り時の目視点検の様子

14	実施計画番号	2010105	事務事業番号	201010507	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	保育係	事務事業調書			
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	-----	--------	--	--	--

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	5	多様な子育て支援事業	7	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		2-(1)			

事業概要	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)を創設する。	対象	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児
		手段	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施した施設に委託料を支払う
		意図	全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。							R7年度に向けた評価				
活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9		成果	コスト	
1	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)年間利用延べ人数	活動			540	1080	1080	前年評価(A)			
2								事中評価(B)			
3								(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	こども誰でも通園制度を利用する保護者の子育て負担の軽減を行う	5	37
	自治体関与の妥当性	子育て支援対策として、国・市が行う事業	5	
	対象(受益者)の妥当性	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児が対象	5	
有効性	事業の優先度	国の政策として優先的に取り組む事業である。	5	
	行政評価との整合性	国の政策とし合致している	3	
	手法の有効性	子ども政策には有効的	5	
効率性	実施主体の適正化	市内全域の対象児童に実施される	3	
	受益者負担の適正化	保護者負担がある	3	
	コスト効率	市1/4負担事業	3	

事業期間	R7		年度	～	R12以降	年度	予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	有	
予算費目	款	3	民生費			項	2	児童福祉費			目	2	児童措置費		事業区分	政策的
	大事業	4	多様な子育て支援事業費					中事業	1	多様な子育て支援事業費						

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)			
支出内訳	R5からR6 への繰越 明許費						委託料	7,614千円	負担金、補助及び交付金	15,228千円	負担金、補助及び交付金	15,228千円		
							負担金、補助及び交付金	1,050千円	負担金、補助及び交付金	750千円	負担金、補助及び交付金	750千円		
							通信運搬費	42千円	通信運搬費	42千円	通信運搬費	42千円		
							消耗品費	38千円	消耗品費	38千円	消耗品費	38千円		
							印刷製本費	20千円	印刷製本費	20千円	印刷製本費	20千円		
	合計							8,764千円		16,078千円		16,078千円		
財源内訳／割合	国庫支出金						3/4・2/3	6,485千円	3/4・2/3	11,996千円	3/4・2/3	11,996千円		
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							2,279千円		4,082千円		4,082千円		
	合計							8,764千円		16,078千円		16,078千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
子ども・子育て支援交付金(こども政策課)	令和7年度は試行実施し、令和8年度からの本格実施となる(令和8年度についての詳細は未定)
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱(仮) 山陽小野田市保育所等ICT化推進事業費補助金交付要綱	

1 国の動向（制度概要等）

こどもまんが
こども家庭庁

こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

2 乳児等通園支援事業の概要

○令和7年度補助金額

利用乳幼児の年齢に応じた一人1時間当たりの事業単価

なお、加えて障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合は次のとおり。

(基本分)

年 齢	単 価
0 歳児	1, 3 0 0 円
1 歳児	1, 1 0 0 円
2 歳児	9 0 0 円

(加算分)

項 目	単 価
障がい児加算	4 0 0 円
要支援家庭のこども加算	4 0 0 円
医療的ケア児加算	2, 4 0 0 円

(利用料)

利用乳幼児一人1時間当たり300円を標準とされており、家庭状況に応じて次の表の額を減額し、軽減額は補助する。

項 目	金 額
生活保護受給世帯	1 時間 3 0 0 円
住民税非課税世帯	1 時間 2 4 0 円
市民税所得割合算額が77, 101円未満の世帯	1 時間 2 1 0 円
要支援・要保護家庭	1 時間 1 5 0 円

15	実施計画番号	2010101	事務事業番号	201010117	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	保育係	事務事業調書			
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	-----	--------	--	--	--

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	1	保育所等運営支援事業	17	副食費増加相当額軽減事業	2-(1)				

事業概要	物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、令和3年4月1日からの食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	対象	私立保育所等
		手段	補助金の交付
		意図	栄養バランスや量を保った食事の提供

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	支援した園児延べ数	活動	3422	4793	4700		
			3422	1572			
			100.00%	32.80%			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	私立保育所の安定的な運営を目的とするもの	5	35
	自治体関与の妥当性	県の施策に沿うもの	3	
	対象(受益者)の妥当性	私立保育所を対象としており、妥当	5	
有効性	事業の優先度	県の事業による	5	
	行政評価との整合性	効果が見込める事業	3	
	手法の有効性	増加相当分を補助するもの	3	
効率性	実施主体の適正化	市が実施主体となるもの	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担はない	3	
	コスト効率	市が10/10補助	5	

事業期間	R4年度		～	R7年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無		
予算費目	款	3	民生費		項	2	児童福祉費		目	2	児童措置費	事業区分	政策的
	大事業		保育所等運営支援事業費				中事業		保育所等運営支援事業費(臨時)				

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容			保育所副食費等物価高騰 対策支援事業		同左		同左							
支出内訳			保育所副食費等物価高騰 対策支援事業費補助金	2,849千円	保育所副食費等物価高騰 緊急対策支援事業費補助金	3,300千円	保育所副食費等物価高騰 緊急対策支援事業費補助金	4,230千円						
	R5からR6 への繰越 明許費													
合計				2,849千円		3,300千円		4,230千円						
財源内訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金		10/10	2,687千円	10/10	3,300千円	10/10	4,230千円						
	地方債													
	その他													
	一般財源			162千円										
合計				2,849千円		3,300千円		4,230千円						

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
山口県保育所副食費等物価高騰対策支援事業費補助金(山口県子ども政策課)	補助基準額900円×各月初日における対象児童数(副食費が実費により徴収されている児童) 4700人＝4,230,000円
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市補助金交付規則	

R5年度 事務事業評価シート

課・局・室・所(係) 子育て支援課 保育係 事務事業番号 201010117

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)		
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援	
	実施計画名		事務事業名		重点プロジェクト	横断的施策	スマイルエイジング
事業概要	1	保育所等運営支援事業	17	副食費増加相当額軽減事業			政策的
	物価高騰下にあっても、私立保育所において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、食材料費支出に係る増加相当分を支援する。				対象	私立保育所	
					手段	補助金の交付	
					意図	私立保育所の安定的運営	

事業期間	R5 年度	～	R6 年度	予算種別	継続	臨時	会計種別	一般
	R3(決算額)		R4(決算額)		R5(決算額)		R6(予算額)	
支出内訳			保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業	5,238千円	保育所副食費等物価高騰対策支援事業費補助金	2,849千円	保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金	3,300千円
合計				5,238千円		2,849千円		3,300千円
財源内訳 / 割合	国庫支出金							
	県支出金		10/10	4,935千円	10/10	2,687千円		
	地方債							
	その他							
	一般財源			303千円		162千円		3,300千円
合計				5,238千円		2,849千円		3,300千円
人工数 人件費			0.10人	573千円	0.10人	583千円		
総経費				5,811千円		3,432千円		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			R3	R4	R5	R6
1	副食費増加相当額の補助実施園数	活動		7園	8園	
2						
3						

成果	私立保育所において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われた。					
R7年度に向けた課題及び改善策						
目標達成度	A	R7年度に向けた方向性				
		成果	現状維持	コスト	現状維持	
特記事項						

(審査番号 15)

(審査番号 16)

副食費増加相当額軽減事業・公立保育所運営事業について

1 趣旨

物価高騰下にあっても、私立保育所、私立認定こども園、公立保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるよう、食材料費の支出に係る増加相当分を支援する。

2 副食費増加相当額軽減事業（審査番号 15）

○対象施設

私立保育所、私立認定こども園

○対象者

1号認定（3歳以上で保育を必要としない子）及び2号認定（3歳以上で保育が必要な子）の子どものうち、食材料費（主食費及び副食費）について、保護者から実費徴収している子ども

○財源内訳

「山口県保育所副食費等物価高騰対策支援事業費補助金（保育所等分）」対象
（※間接補助）

○対象経費

令和3年度食材料費の支出と令和7年度食材料費との増加相当額

○補助基準額（上限額）等

副食費：900円／人・月（補助率 10/10）

3 公立保育所運営事業（審査番号 16）

○対象施設

公立保育所（日の出・厚陽・ねたろう）

○対象者

公立保育所に通う園児及び職員

○算出方法

消費者物価指数を基に算出

○財源内訳

全額市費（職員分：実費負担）

16	実施計画番号	2010101	事務事業番号	201010120	課(局・室・所)・係・担当者	子育て支援課	保育係	事務事業調書			
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	--------	-----	--------	--	--	--

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	1	子育て支援の充実	1	働く子育て家庭の支援			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	1	保育所等運営支援事業	20	公立保育所運営事業(臨時)	2-(1)		知守運動	食事交流	

事業概要	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。		対象	公立保育所
			手段	保育所の運営
			意図	栄養バランスや量を保った食事の提供

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	支援した園児等の延べ数	活動		4827	4870		
				1609			
				33.30%			
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	栄養バランスや量を保った食事の提供	5	33
	自治体関与の妥当性	公立保育園であり妥当	3	
	対象(受益者)の妥当性	対象者は適切である	5	
有効性	事業の優先度	園児の成長に必要であり優先度は高い	5	
	行政評価との整合性	公立保育園の運営に必要	3	
	手法の有効性	食材の物価高騰分を補填するもの	3	
効率性	実施主体の適正化	市自らが実施するもの	3	
	受益者負担の適正化	一定額の保護者負担がある。	3	
	コスト効率	一定額の保護者負担がある。	3	

事業期間	R6 年度 ~ R7 年度		予算種別	継続	臨時	会計種別	一般	交付税	無
予算費目	款	3	民生費	項	2	児童福祉費	目	4	保育所費
	大事業		日の出・厚陽・ねたろう保育園運営費		中事業		日の出・厚陽・ねたろう保育園運営費		事業区分
									政策的

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容					公立保育所の運営(賄材料費)	同左								
支出内訳					賄材料費	3,471千円	賄材料費	4,217千円						
	R5からR6 への繰越 明許費													
	合計				3,471千円	4,217千円								
財源内訳 ／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他				職員給食費	684千円	職員給食費	660千円						
	一般財源					2,787千円		3,557千円						
	合計				3,471千円	4,217千円								

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	副食費(3歳以上・職員) 【R6】5,497円 - 【R3】4,730円 = 767円／月 UP
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	給食費(3歳未満・一時預かり) 【R6】7,212円 - 【R3】6,170円 = 1,042円／月 UP

17	実施計画番号	2090102	事務事業番号	209010202	課(局・室・所)・係・担当者	社会福祉課			事務事業調書
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	--	--	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	1	防災体制等の充実			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	2	避難所の運営事業	2	避難所備蓄品整備事業	1-(2)				

事業概要	今後発生する可能性の高い南海トラフ巨大地震への対応強化として、市としても、発災直後の避難所運営に必要な食料品や生活用品等を備蓄する。年次的な調達と備蓄は、品質管理や製造・賞味期限の管理、財政的な負担の分散など、安全で効率的な備蓄を実現するために必要である。備蓄品を活用して、市民の安全と健康を確保し、災害時に迅速かつ適切な対応を図る。	対象	避難者
		手段	避難所生活に必要な備蓄品を整備する
		意図	避難所における良好な生活環境の確保

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。							R7年度に向けた評価				
活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9		成果	コスト	
1	食料備蓄購入数(米、クラッカー) 3～79歳対象	活動			3,000	3,000	2000		前年評価(A)		
2	食料備蓄購入数(おかゆ)1～2歳、80歳以上対象	活動			1,000	1,000	1,000	(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			
3	食料備蓄購入数(ミルク)0歳児対象	活動			168	168	168				

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	重点プロジェクトに掲げる災害に強いまちづくりに資する事業である。	5	33
	自治体関与の妥当性	避難場所における快適性と利便性を図ることは市の責務である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市民、一時滞在者及び災害弱者を対象としており妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	避難場所の整備は市民の安全確保のため速やかに実施する必要があり、先送りすると市民の安全が図れない。	3	
	行政評価との整合性	逃げ遅れがゼロにつながる事業であり、効果の期待が高いものである。	3	
	手法の有効性	総合計画において設定した目標である「逃げ遅れがゼロ」の達成に資するものであり、計画推進の効果が高い事業である。	3	
効率性	実施主体の適正化	山陽小野田市地域防災計画により、市長が避難所管理責任者に開設を命じる	3	
	受益者負担の適正化	避難場所は避難者を一時的に収容し、保護するための施設として開設するものであり、受益者負担を求めることは適当でない	3	
	コスト効率	コスト削減の余地がない	3	

事業期間	R7年度		～	R12以降年度		予算種別		新規	臨時	会計種別		一般	交付税	無	
予算費目	款	3	民生費		項	4	災害救助費				目	1	災害救助費	事業区分	政策的
	大事業	1	災害救助経費				中事業	1	災害救助経費						

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別事業内容							避難所運営に必要な食料、生活用品等の備蓄品の購入		避難所運営に必要な食料の購入		同左			
支出内訳	R5からR6への繰越明許費						消耗品費	3,305千円	消耗品費	1,211千円	消耗品費	922千円		
	合計							3,305千円		1,211千円		922千円		
財源内訳／割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							3,305千円		1,211千円		922千円		
	合計							3,305千円		1,211千円		922千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	【5年購入計画:食料品の必要数(災害時避難想定1,882人16,938食)】 米、クラッカー(3～79歳)11,862食 おかゆ(1～2歳、80歳以上)4,914食 ミルク(0歳児)162食
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	【R7購入予定(生活用品)】 毛布、紙おむつ(成人用)、紙おむつ(乳幼児用)、生理用品
災害対策基本法、山陽小野田市国土強靱化地域計画、山陽小野田市地域防災計画	

想定する本市の避難者数は1,882人

年齢区分	割合 (%)	避難者数 (人)	9食分 (食)	食料品	賞味期限	単価 (円)	購入単位 (食)	5年間 購入数 (食)	5年間 購入金額 (円)
0 歳児	1%	18	162	ミルク	1年	230	24	840	208,655
1 ～ 2 歳、 8 0 歳以上	29%	546	4,914	おかゆ	5年	280	50	5,000	1,512,000
3 ～ 7 9 歳	70%	1,318	5,931	米	5年	305	50	6,000	1,976,400
			5,931	クラッカー	5年	230	50	6,000	1,490,400
計	—	1,882	16,938						5,187,455

食料品の5年間の購入計画

食料品		R7	R8	R9	R10	R11	計
ミルク	購入数（食）	168	168	168	168	168	840
	金額（円）	41,731	41,731	41,731	41,731	41,731	208,655
おかゆ	購入数（食）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
	金額（円）	302,400	302,400	302,400	302,400	302,400	1,512,000
米	購入数（食）	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000	6,000
	金額（円）	494,100	494,100	329,400	329,400	329,400	1,976,400
クラッカー	購入数（食）	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000	6,000
	金額（円）	372,600	372,600	248,400	248,400	248,400	1,490,400
合計	金額（円）	1,210,831	1,210,831	921,931	921,931	921,931	5,187,455

※ミルクは賞味期限1年のため、毎年更新。ミルクは1箱24食入り、おかゆ・米・クラッカーは1箱50食入り。

生活用品の購入計画

生活用品名	対象	単価 (円)	購入数 (セット)	R7購入金額 (円)	使用期限
毛布	1,882人 避難者全員	10枚入り	190	1,254,000	10年
		6,600			
紙おむつ（成人用）	19人 避難者の1%	56枚入り	9	306,900	10年
		34,100			
紙おむつ（乳幼児用）	42人 避難者の2.2%	新生児272枚入り	2	205,700	10年
		41,140	(12人)		
		Sサイズ248枚入り	1		10年
		41,140	(8 人)		
		Mサイズ208枚入り	1		10年
		41,140	(10人)		
		Lサイズ176枚入り	1		10年
		41,140	(12人)		
生理用品	437人 避難者の23.2%	1290枚	3	326,700	10年
		108,900			

計 2,093,300

18	実施計画番号	2060202	事務事業番号	206020209	課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	健康管理		事務事業調書
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-------	------	--	--------

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進	2	地域保健サービスの充実			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	2	予防接種事業	9	定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン)					

事業概要	令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンの接種については、個人の発症予防及び重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することとなる(年一回・秋冬接種)。	対象	65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で特定の疾病がある人
		手段	医師会等医療機関と委託契約し、定期予防接種事業を実施
		意図	免疫水準の維持、接種機会の安定的な確保

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	新型コロナウイルスワクチン接種数	活動		随時	随時	随時	随時
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針	引き続き、定期予防接種を実施していく。また、財源についても、国の動向を注視していく。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき、病気及び重症化予防をするための事業であり妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき実施している。	5	
	対象(受益者)の妥当性	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき実施している。	5	
有効性	事業の優先度	予防接種法、山陽小野田市定期予防接種実施要綱に基づき実施している。	3	
	行政評価との整合性	行政評価により効果があると判断した事業である。	3	
	手法の有効性	予防接種率の向上を図ることで、健康寿命の延伸にもつながる。	5	
効率性	実施主体の適正化	市が実施すべき事業。	3	
	受益者負担の適正化	B型疾病については自己負担あり	3	
	コスト効率	現行想定される事業費であり、コスト削減は困難である。	3	

事業期間	R6		年度	～	R12以降	年度	予算種別		継続	臨時	会計種別		一般		交付税	有	
予算費目	款	4	衛生費			項	1	保健衛生費			目	2	予防費			事業区分	政策的
	大事業	1	感染症予防費					中事業	1	予防接種費							

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容					定期予防接種(新型コロナウイルスワクチン)の実施		同左		同左		同左			
支出内 訳	R5からR6 への繰越 明許費				予防接種委託料	141,660千円	予防接種委託料	55,068千円	予防接種委託料	55,068千円	予防接種委託料	55,068千円		
					通信運搬費	48千円	通信運搬費	48千円	通信運搬費	48千円	通信運搬費	48千円		
					消耗品費	37千円	消耗品費	37千円	消耗品費	37千円	消耗品費	37千円		
		合計				141,745千円		55,153千円		55,153千円		55,153千円		
財源内 訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他				ワクチン生産体制等緊急整備助成金	88,810千円								
	一般財源					52,935千円		55,153千円		55,153千円		55,153千円		
	合計					141,745千円		55,153千円		55,153千円		55,153千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
	※普通交付税算入有 B類疾病→概ね事業費の3割程度算入。
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
予防接種法・山陽小野田市定期予防接種実施要綱	国の助成金(ワクチン生産体制等緊急整備助成金)については、令和6年度で終了。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料について

- ・ 新型コロナワクチン接種費用：15,600円
- ・ 令和7年度については、接種費用（15,600円）の3割を自己負担額とする。

1 新型コロナワクチンの接種費用（見込み） ※接種1回あたり

接種費用 15,600円	委託料：10,920円
	自己負担額：4,680円

接種費用15,600円の3割
(生活保護受給者は無料)

2 委託料の算出根拠について

令和6年度接種実績に基づく回数4,900人（別途、自己負担なしの方100人）にて算出

算式：10,920円×4,900人 + 15,600円×100人 = 55,068,000円

19	実施計画番号	2130202	事務事業番号	213020204	課(局・室・所)・係・担当者	環境課	環境保全係	事務事業調書			
----	--------	---------	--------	-----------	----------------	-----	-------	--------	--	--	--

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)				
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	13	自然環境の保全・循環型社会の形成	2	地球温暖化対策の推進			
	実施計画名		事務事業名			重点プロジェクト	横断的施策	横断的施策(スマイルエイジング)	建設部
	2	地球温暖化対策事業	4	GX推進事業					

事業概要	本市におけるGXを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指す。	対象	住民・企業・大学
		手段	GXの推進
		意図	カーボンニュートラルの実現

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。R6(4月～7月)の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			R5	R6(4月～7月)	R7	R8	R9
1	協議会の開催	活動			4	2	2
2							
3							

R7年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえたR7年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」	3	33
	自治体関与の妥当性	努力義務であり妥当である	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民・企業を含めた取り組みで妥当である	5	
有効性	事業の優先度	カーボンニュートラルに係る取り組みであり優先度は高い	3	
	行政評価との整合性	総合計画と整合性をとる	5	
	手法の有効性	有効である	5	
効率性	実施主体の適正化	産・官・学・民が協力しており適正である	3	
	受益者負担の適正化	適正である	3	
	コスト効率	適正である	3	

事業期間	R6		年度	～	年度	予算種別		新規	臨時	会計種別		一般		交付税	無
予算費目	款	4	衛生費		項	1	保健衛生費			目	4	公害対策費		事業区分	政策的
	大事業	1	公害対策費				中事業	1	公害対策費						

(単位:千円)

		総事業費	R5(決算額)		R6(予算額)		R7		R8		R9		R10	R11
年度別 事業内容							GX推進事業		GX推進事業		GX推進事業			
支出内 訳	R5からR6 への繰越 明許費						報償費	104千円	報償費	52千円	報償費	52千円		
							保険料	4千円	保険料	2千円	保険料	2千円		
	合計							108千円		54千円		54千円		
財源内 訳／ 割合	国庫支出金													
	県支出金													
	地方債													
	その他													
	一般財源							108千円		54千円		54千円		
	合計							108千円		54千円		54千円		

国庫支出金・県支出金・地方債の名称及び所管部署	特記事項
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
地球温暖化対策推進法	

G X推進事業

市民部環境課

1 事業概要

本市におけるG Xを推進することにより、産・官・学・民が協力して地域のカーボンニュートラルの実現を目指すため、G X推進協議会を開催し、アクションプランの策定を進める。

2 G X（Green Transformation）について

産業革命以来の化石燃料中心の経済、社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することを指す。

3 本市におけるG Xの推進について

背景・本市の特徴等	世界的な脱炭素化の潮流 ⇒2050年カーボンニュートラルを目標	①薬学や工学の研究拠点である山口東京理科大学 ②「協創によるまちづくり」推進指針 ⇒企業、市民、大学、行政等が一丸となって取り組むための強み
	県内でも有数の工業都市	
	石炭や石油などの産業に支えられて発展した歴史的な経緯	
	多様なエネルギー産業が多数立地	

基本理念として「山陽小野田市G X推進指針」を策定（令和6年6月）

4 山陽小野田市G X推進協議会について

（1）設置目的

G X推進に関する具体的施策の立案や、G X推進アクションプラン策定の検討等を行うため。

（2）設置時期

令和6年8月

（3）構成

市（市民部長、経済部長）、山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会、山陽小野田市環境審議会、山陽小野田市立山口東京理科大学、商工会議所、山陽小野田市連合女性会、山陽小野田消費者の会、市民代表（公募委員）

5 今後のスケジュール

令和7年度 G X推進アクションプラン策定
（計画期間：令和8年度～令和12年度）
令和8年度～ 具体的施策の実施・進行管理